

## ○白河市立図書館資料収集方針

平成21年12月22日

### 前文

白河市立図書館は市民の知る権利を保障し、市民の求める資料、情報に必ず応えることができるように努め、あわせて地域の文化を（継承し）高めるために、資料の収集を行います。

本方針を広く公開し、市民と協働した「みんなの図書館」を目指します。

### 1 基本方針

- (1) 資料の収集は、市民の要求に基づき、市民個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行います。
- (2) 主義・主張や多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集します。
- (3) 市民の日常生活や調査研究に役立ち、教養を高め、娯楽・趣味等に資する資料を中心に収集します。
- (4) 多種多様広範な要求に応えるため、図書のほか新聞、雑誌、パンフレット、大活字本、紙芝居、楽譜、視聴覚資料、電子資料なども積極的に収集するほか、白河市を中心とする地域の郷土・行政資料は徹底的かつ網羅的に収集します。  
ただし、活字以外の資料については活字資料とのバランスを考慮して収集します。
- (5) 基本的人権の侵害にかかわる問題などの資料の公開及び取り扱いについては、全職員で充分協議するほか、必要に応じて市民にも意見を求め、館長がこれを決定します。

### 2 資料別収集方針

#### (1) 一般図書

市民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり、幅広く収集します。

#### (2) 児童図書

情操を豊かに育む資料および楽しむことのできる資料はもとより、学校や学校図書館への支援および連携を考慮した資料を収集します。

#### (3) 参考図書

調査研究を行うために必要な辞書・辞典・年鑑・便覧・統計・白書等を各分野にわたって収集します。

#### (4) 郷土資料

白河市に関するものを中心に、福島県内と栃木・茨城両県北部までを含む範囲での歴史・社会・文化などに関するもの、古文書・記録・映像・録音資料を積極的に収集します。

特に、だるま、そば・ラーメン等の粉食関係、県南地方の歴史・文化関係の図書、白河にまつわる芭蕉・西行、城郭、松平定信、中山義秀文学賞受賞者の作品等を収集します。

#### (5) 行政資料

白河市をはじめ関係行政機関で公刊された資料を網羅的に収集します。

#### (6) 新聞

国内発行の主要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのものも含めて収集します。

地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙についても、利用度に応じて収集します。

#### (7) 雑誌

国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、生活、教養、娯楽、趣味等に役立つ一般誌、週刊誌、女性雑誌で、児童及び青少年向けのものも含めて収集します。

地域社会の経済、産業及び科学技術に役立つ専門誌も、必要に応じて収集します。

#### (8) 視聴覚資料

趣味、教養、娯楽または文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、

芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品及び代表的実演歌

の作品を中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

#### (9) 電子化資料

CD-ROM等のパッケージされた電子化資料は、その特性を活かして製作されたものを中心に必要に応じて収集します。ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

ネットワーク上の情報源については「収集」という概念はあたりませんが、必要に応じて提供するよう努めます。

#### (10) 障害者資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、録音図書などを収集します。

#### (11) 漫画、コミック

長い年月を経て評価が定まったもの、芸術性の高いもの、定評のあるもの、時代を表現したものを中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

### 3 ジャンル別収集方針

#### (1) 歴史・伝記・地理

多様なレベルの図書を収集します。また、姉妹都市、友好都市に関する資料は積極的に収集します。

#### (2) 社会科学

多様な観点にたったものを幅広く収集します。法令・判例集は逐次更新します。

#### (3) 技術・工学・家庭

数学・物理・科学・地学・天文・生物などの入門、解説書を中心に、各分野の事典・図鑑類は幅広く、医学・健康分野は最新情報のものを収集します。

#### (4) 産業

農業・園芸関係は実用書を、商業は経営に役立つものを収集します。

### 4 寄贈・寄託資料

寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意思を尊重し、かつ本方針に準拠して受け入れます。

### 5 その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定めます。